

## 坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ）（以下「キャラクター」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 キャラクターの使用は、住民の地域に対する愛着・郷土愛の醸成や坂町の知名度の向上に資するものでなければならない。

(使用方法)

第3条 キャラクターは、「坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」デザイン使用マニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用承認申請書（様式第1号）を坂町長（以下「町長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を要しない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 坂町内の自治会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用するとき。
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (6) その他町長が認めるとき。

(資格要件)

第6条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の承認)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 坂町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (3) キャラクターを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (4) 特定の個人、政党若しくは宗教を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) その他町長が不適當であると認めたとき。
- 2 町長は、キャラクターの使用を承認するときは、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用承認通知書（様式第2号）により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、使用承認に際し、条件を付することができる。
- 4 町長は、使用を承認しないときは、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用不承認通知書（様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第8条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用内容変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、キャラクターの使用内容の変更を承認する場合には、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。
- 3 町長は、キャラクターの使用内容の変更を承認しない場合には、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第7条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第9条 使用者は、キャラクターの使用を廃止したときは、速やかにその旨を坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用廃止届出書（様式第7号）により町長に届出なければならない。

(承認の取消)

第10条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき

- (3) 第7条第3項の条件に違反したとき
  - (4) その他町長が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用承認取消通知書（様式第8号）により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。
- （使用上の遵守事項）

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
  - (2) 原則として、「坂町マスコットキャラクター 坂 うめじろう」と表記を付すること。
  - (3) 当該使用に係る物件の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 キャラクターを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

（使用実績の報告）

第12条 町長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（損失補償等の責任）

第13条 坂町は、キャラクターの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。